

滋 下 水 第 8 号
令和 5 年 (2023 年) 1 月 23 日

滋賀県下水道審議会 会長 様

滋賀県知事 三日月 大造



滋賀県琵琶湖流域下水道事業経営戦略の見直しについて (諮問)

滋賀県琵琶湖流域下水道事業経営戦略は、平成 31 年 3 月に策定し、計画期間を平成 31 年度 (2019 年度) から令和 10 年度 (2028 年度) までの 10 年間としたところです。

今後の人口減少等による収入の減少や施設等の老朽化に伴う更新需要の増大が見込まれる中、将来にわたって安定的に事業を継続していくための基本計画である経営戦略についていかにあるべきか、滋賀県琵琶湖流域下水道事業の設置等に関する条例 (平成 30 年 12 月 28 日滋賀県条例第 43 号) 第 21 条第 2 項の規定に基づき、貴審議会の意見を求めます。

経営戦略の見直しについて

■経営戦略の見直しについて

経営戦略とは、公営企業が、将来にわたって安定的に事業を継続していくための中長期的な経営の基本計画です。

滋賀県琵琶湖流域下水道事業は、下水道サービスの安定的かつ持続的な提供と財政マネジメントの向上を目的として、平成 30 年度に琵琶湖流域下水道事業経営戦略を策定しました。

今回、ストックマネジメント計画の令和 4 年度改定、各処理区の維持管理負担金の改定等を踏まえて、令和 6 (2024) 年度から令和 15 (2033) 年度までの 10 年間を計画期間として見直しを行います。

■見直しの背景

下水道サービスの提供に必要な施設等の老朽化に伴う更新投資の増大、人口減少に伴う流入水量の減少等により、下水道事業をめぐる経営環境は厳しさを増しつつあります。持続可能な事業を行うために、自らの経営等についての的確な現状把握を行った上で、中長期的な視野に基づく計画的な経営に取り組み、徹底した効率化、経営健全化を行うことが必要です。

中長期的な経営の基本計画である経営戦略については、経営基盤強化と財政マネジメント向上の柱と位置づけられるものであり、経営戦略に沿った取組等の状況を踏まえつつ、質を高めていくため 3 年から 5 年内の見直しを行うことが重要とされています。

■経営戦略の質を高める取組（総務省通知より）

経営戦略の質を高めるため、次の事項を見直しに反映し、実行性のある経営戦略とすることが求められています。

- ① 今後の人口減少等を加味した料金収入の的確な反映
- ② 減価償却や耐用年数に基づく施設の老朽化を踏まえた将来における所要の更新費用の的確な反映
- ③ 物価上昇等を反映した維持管理費、委託費、動力費等の上昇傾向等の的確な反映
- ④ ①②③等を反映した上での収支を維持する上で必要となる経営改革（料金改定、広域化、民間活用・効率化、事業廃止等）の検討

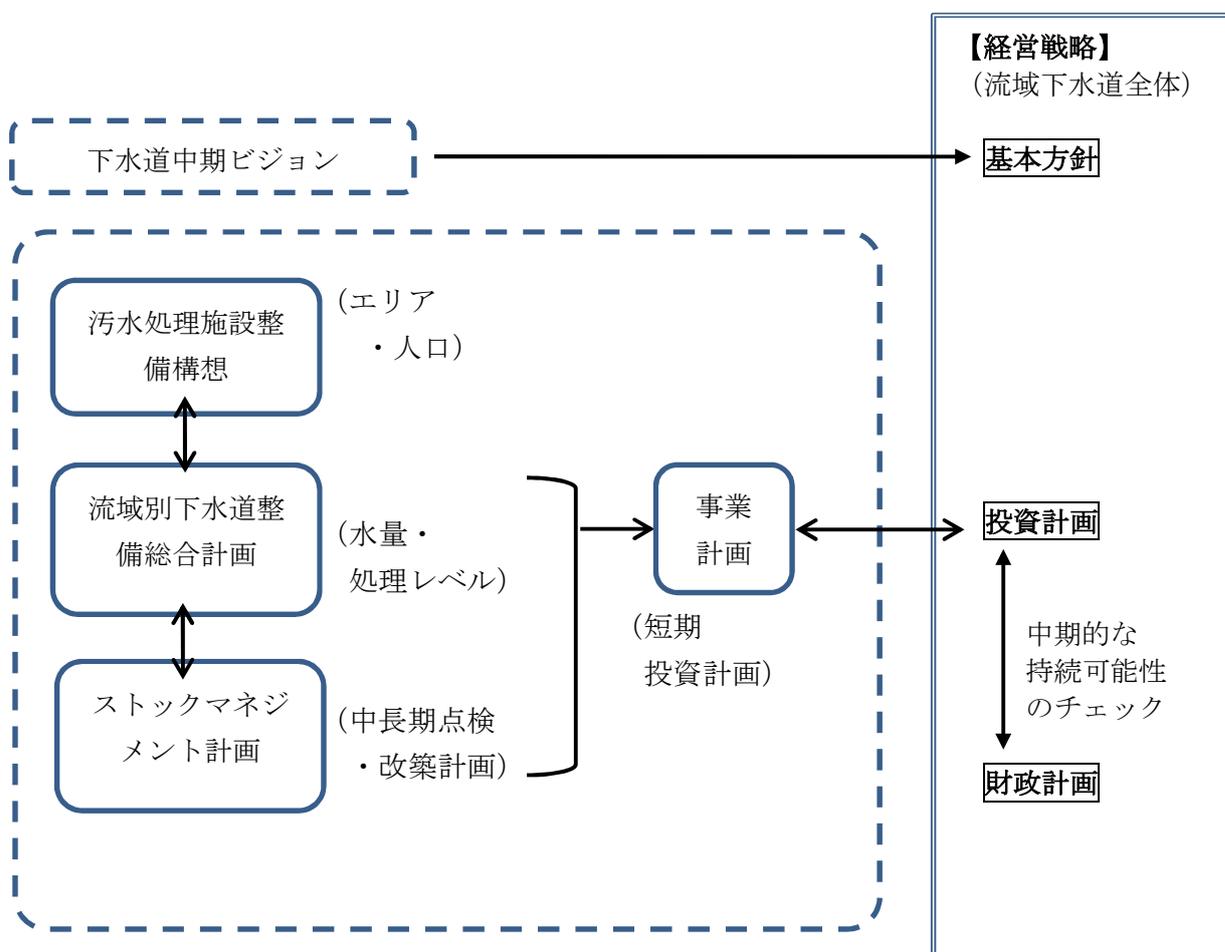
<参考：経営戦略の必須項目>

- ① 企業及び地域の現状と、これらの将来見通しを踏まえたものであること。
- ② 計画期間が 10 年以上となっていること。
- ③ 計画期間内に収支均衡していること。
(収支均衡していない場合でも、収支ギャップの解消に向けた取組の方向性や検討体制・スケジュールが記載されていること)
- ④ 議会・住民に対して公開されていること。
- ⑤ 効率化・経営健全化のための取組方針が示されていること。
- ⑥ 毎年度の進捗管理（モニタリング）と少なくとも 5 年に 1 回の頻度での見直し（ローリング）等の経営戦略の事後検証、改定の実施について記載されていること。

■見直しスケジュール

令和5年	1月	審議会で案件提起（本件）
	2～3月	経営部会での1回目の審議（経営戦略骨子）
	7～8月	経営部会での2回目の審議（経営戦略案）
	8月	滋賀県琵琶湖流域下水道協議会で市町と協議
10～11月		審議会での審議→答申
	11月	議会説明
	12月	県民政策コメント
令和6年	2月	議会説明
	3月	経営戦略の策定、公表

<経営戦略の位置づけ>



滋賀県琵琶湖流域下水道事業経営戦略(概要版)



1. 経営の基本方針

(1) 使命

住民生活にとって欠かすことのできない公衆衛生の向上・生活環境の改善、および琵琶湖等の公共用水域の水質保全への貢献が琵琶湖流域下水道事業の使命です。

(2) 目標

滋賀県における下水道施設は概成に近づきつつあり、今後は、住民生活等において不可欠な下水道の機能・サービスを、効率的かつ持続的に提供することが事業の大きな目標となります。

2. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 主な投資

① 新規投資

- ・ 管渠を延伸し下水処理区域をさらに拡大します。
- ・ 農業集落排水処理施設と下水道との接続を順次行うなど、さらなる広域化を進めます。
- ・ 将来の下水処理量を見通して、安定的な下水処理が行えるように設備を増設します。
(増設計画: 湖南中部浄化センターと東北部浄化センター内における水処理設備の増設)

② 改築更新投資

- ・ 整備済みの施設は、標準耐用年数の経過による更新ではなく目標耐用年数を設定し、ストックマネジメントに基づく点検・調査結果による健全度の判定も実施することで経済的な更新をします。
- ・ スtockマネジメント計画に基づき、施設の健全度を一定水準維持しつつ投資の平準化を図ります。

③ 防災・安全対策

- ・ 耐震対策、浸水被害軽減対策、ポンプ場の浸水防水対策等を実施します。
- ・ 守山栗東雨水幹線の整備を完了します。

(2) 投資以外の主な経費

- ① 職員給与費
- ② 維持管理費
- ③ 減価償却費

(3) 主な財源

① 市町維持管理負担金

- ・ 経営計画に基づく単価に処理水量を乗じた金額となります。
- ・ なお、経営計画の単価は、計画期間内であっても消費税率の改定や、経営環境の大幅な変動、負担金の算定方法等に変更が必要な場合等により、改定されることがあります。

② 市町建設負担金

- ・ 市町建設負担金は、建設投資額から国庫補助金を差し引いた額の1/2とします。

③ 県負担金

- ・ 市町の負担と県の負担は、現在の負担割合と同等の考え方とします。

④ 企業債

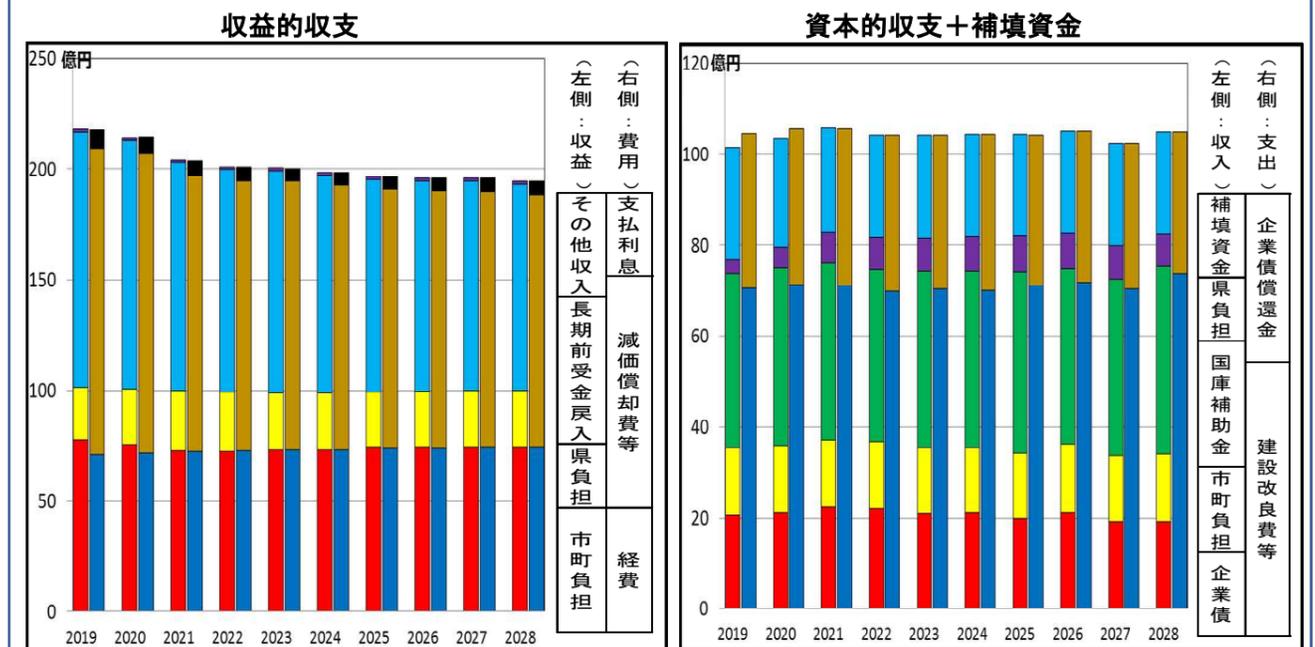
- ・ 企業債発行額は、建設投資額から国庫補助金を差し引いた額の1/2とします。
- ・ 資本費平準化債は継続して発行します。

⑤ 国庫補助金

- ・ 国庫補助金は現行制度に則った額とします。

(4) 投資・財政計画(収支計画)

投資に見合った財源を確保することで、持続可能な経営を図ります。



3. 持続可能な下水道経営に向けた今後の取組方針

(1) 今後の取組方針

- ① スtockマネジメント
 - ・ 一定の健全度を維持しながら投資の平準化を図ります。
- ② 官民連携手法の導入
 - ・ PPP・PFI手法等の多様な民間ノウハウや技術を積極的に活用します。
- ③ 経営管理の向上
 - ・ 公営企業会計導入を契機に、他事業体との比較等による経営分析を行いよりよい企業経営を図ります。
- ④ 広域化・共同化
 - ・ 下水処理場での浄化槽汚泥等の受入処理などを検討します。
 - ・ 農業集落排水事業等も含めた汚水処理業務全般で、2022年度までに県全体の広域化・共同化計画を策定します。

(2) 経営戦略の更新

人口動態や社会情勢などの経営環境の変化を踏まえ、滋賀県下水道中期ビジョン等の関連計画の改定時や更新時に、必要に応じて経営戦略を見直します。